

## 埼玉東萌短期大学修学支援授業料等減免規程

(目的)

**第1条** この規程は、埼玉東萌短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生のうち、修学に熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者を経済的に援助し、有為な人材を育成することを目的とする。

(経済的援助の方法)

**第2条** 前条の経済的援助は授業料、施設設備費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の減免により行う。

(対象者)

**第3条** 授業料等減免の対象となる学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 保護者の死亡・傷病及び災害等により家計が急変し、授業料等の納入及び学業の継続が困難になった者

(2) 高い修学意欲を有し、学業及び生活態度も極めて良好で他の学生の模範となる者

2 前項の規定にかかわらず、埼玉县委託訓練生は対象から除外する。

3 この規程による授業料等減免を希望する者は、やむを得ない状況の場合を除き、大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等減免制度（以下「授業料等減免制度」という。）に申込みを行い、同制度による授業料等減免を受けている者であることが望ましい。

(申請の手続)

**第4条** 経済的援助を希望する学生は、所定の申請書に、家庭状況報告書、所得証明書等を添えて学長に提出しなければならない。

(選考委員会)

**第5条** 授業料等減免の学生（以下「奨学生」という。）を選考するために、本学に奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学科長

(2) 学務部長

(3) 教学・学生支援センター長

(4) 教学・学生支援センター副センター長

(5) 事務長

- 3 委員会に委員長を置き、学科長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員長は、委員以外の専任教職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(奨学生の決定)

**第6条** 委員長は、委員会の選考結果を学長に報告し、学長は、意見を付してこれを理事長に提出し、理事長が奨学生の採用を決定する。

(期間)

**第7条** 奨学生の期間は申請のあった当該年度の期間内（期間内とは、当該年度の家計の急変の月から当該年度の当該学期末までの期間とし、月単位で処理するものとする。）とする。ただし、次学期以降については第4条から前条までの手続を経て、更新することができる。

(減免額)

**第8条** 当該年度の減免総額は、原則として当該年度に設定した減免予算額の範囲内とし、減免が承認された者の人数に応じて、また奨学生の第3条に掲げる経済的状況、並びに成績優秀者授業料減免規程及び他の公的支援制度等への申請状況（既に利用している場合にはその減免決定額）等を踏まえ、授業料等の減免額を定めるものとする。

- 2 当該年度の減免総額は別に定める。
- 3 大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等減免制度の適用を受ける者は、1年間に納付する授業料から授業料等減免制度による授業料減免額を差し引いた金額を、授業料等の一部をなす授業料の当該年度の減免上限額として定めることとする。また、年度の途中で授業料等減免制度の取り消しを受けた者については、それを理由とする授業料減免額の見直しは行わないものとする。

(身上変更の届出)

**第9条** 奨学生は、次の身上の変更があった場合は、遅滞なく所定の様式により、保護者又は保証人連署の上、学長に届け出なければならない。本人が病気、死亡等により修学ができない場合は、保護者又は保証人が代わって届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、退学
- (2) 本人、保護者及び保証人の身分、住所、電話番号、その他重要事項の変更

(取消し及び返還)

**第10条** 奨学生に次の事由がある場合は、学科長は、委員会に諮った上、学長及び理事長に上申するものとし、理事長は、奨学生の決定を取り消すことができる。更に、学生の本分に著しく悖ると判断する場合には、既に減免された授業料等の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 傷痍傷病などのために修学の継続が不可能な場合
- (2) 退学、停学等の懲戒処分を受けた場合
- (3) 学生として素行が好ましくない場合
- (4) 申請書及び提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 正当な理由なく前条に定める届出を怠った場合
- (6) 除籍となった場合

2 正当な理由により当該年度の途中から休学することとなった者については、前項に定める手続きによって、その状況に応じて、減免額の全額又は一部の決定を取り消し、既に減免された授業料等の全額又は一部の返還を求めることがある。

(返還)

**第11条** 奨学生が、その年度の中途において、前条の事由により奨学生の決定を取り消された場合は、理事長は既に減免された授業料等の全額又は一部の返還を求めることができる。

(細則)

**第12条** この規程に定めるものの他、運用に必要な事項については、別に細則を定める。

(改廃)

**第13条** この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が判断し、理事長に進達して理事会の議を経て理事長が定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行し、すべての学生に適用する。